

サイバーセキュリティ分野における防衛省との連携強化について (サイバー事案の対処及びサイバー脅威情報等の共有等に関する包括的な連携)

- 防衛省・自衛隊を含む我が国のサイバー状況把握力及びサイバー事案への対処能力の強化並びにサイバー安全保障の確保に資することを目的として、経済産業省・IPAと**防衛省との間で連携を強化**すべく、協定書を締結（令和6年12月27日）。

連携協定の目的

第1条 本協定は、防衛省・自衛隊、重要インフラ事業者及び防衛産業事業者等企業等におけるサイバー事案（そのおそれがある事案を含む。以下同じ。）の未然防止及びサイバー事案発生時の被害の拡大防止等に関し、防衛省整備計画局（…）、経済産業省商務情報政策局（…）及び独立行政法人情報処理推進機構（…）が相互に緊密な連携を推進することにより、それぞれが保有するサイバー脅威情報等に係る技術的・専門的な知識や経験の相互利用を図り、もって防衛省・自衛隊を含む我が国のサイバー状況把握力及びサイバー事案への対処能力の強化並びにサイバー安全保障の確保に資することを目的とする。

連携協定の概要（想定される主な取組）

- 自衛隊によるIPAの取組への参画等を通じた産業界向けセキュリティ支援
 - サイバーレスキュー隊（J-CRAT）への参加を通じた**標的型サイバー攻撃に関するハントフォワード活動への参画、協働展開**
 - 制御システムの安全性・信頼性検証事業への参画（**重要インフラ事業者等へのリスクアセスメント等**） 等
- 情報提供等を通じた防衛産業との連携強化
 - サイバーディフェンス連携協議会（CDC）に対する**サイバー攻撃関連情報の共有・注意喚起**
 - 防衛産業サプライチェーン向け経済産業省関連**中小企業支援策の普及展開**、IPAによる制御システムリスクアセスメントの普及促進 等
- 3者間の新たな協議体（枠組み）の設置
 - 上記1. 及び2. の進捗管理その他全体の調整枠組みとして「サイバー連携フォーラム」を設置